令和５年度（２０２３年度）外国人看護師候補者就労研修支援

事業費補助金について

※補助金交付要制定前のため、詳細については変更となる可能性があります。

（趣旨）

第１条　外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助金の算定方法）

第２条　補助金の交付額は、別表１の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合に

は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第３条　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、外国人看護師候補者就労研修支援事業計画

書（別記第１号様式）によるものとする。

２　要項第３条第２項第３号のその他必要とする書類は、外国人看護師候補者就労研修支援事

業所要額調書（別記第２号様式）によるものとする。

３　要項第３条第１項の申請書の提出期限は、令和　年　月　日までとし、提出部数は１部とする。

別表１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 基　準　額 | 対　象　経　費 |
| 次の(1)から(2)により算出された額の合計  額とする。  (1)日本語習得支援事業  候補者等１人当たり　　　 117,000円  (2)就労研修支援事業  １か所当たり　　　　　　 461,000円 | 外国人看護師候補者就労研修支援事業の  実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、  手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入  費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑  役務費、通信運搬費）、備品購入費 |